

デザイン業務の中でトラブルに巻き込まれる時、環境としての法制度が整うことは別の次元で、その法律が何を護るのかを理解した上で契約を結ぶことが重要なのだと、思い知らされる場合が多いのではないのでしょうか。

情報発信

実際には、どのような契約が結ばれているのか?

2008年実施の知財に関するアンケート(Vol.24でも、その一部の「権利の帰属の考え方」を取り上げました)の中で、設問1.で会員の皆様が、この「契約」と、どのように向き合っておられるのかをお聞きしました。その時に、体験に裏付けられた内容のご意見が数多く寄せられています。

(以下のQ&Aの後に●1.～●8.までの小設問でお聞きしました。)

回答数(69名)

個人(12名)、デザイン事務所(40名)、広告代理店・印刷会社等(7名)メーカー(10名)

Q 制作契約書を取り交わしていますか?

A 取り交わしている(50名)、取り交わしていない(19名)

- 1. いとと答えた方にお聞きします。どのような書式ですか。(例:注文書、見積書等)
- 2. その場合のデザイン料の決定方法は。
- 3. ないと答えた方にお聞きします。実際の受注の方法はどのようなものですか。
- 4. トラブルの経験がありますか。
- 5. 有ると答えた方にお聞きします。トラブルと解決策の実態はどのようなものですか。
- 6. デザイナー(フリーランスの方)と他のクリエイター(カメラマン、イラストレーター、書家、コピーライター等)間での受発注の実態はどのようなものですか。
- 7. トラブルの経験が有りますか。
- 8. 有ると答えた方にお聞きします。トラブルと解決策の実態はどのようなものですか。

2008年12月JPDA権利保護委員会 実施アンケートより

この権利保護委員会のウェブサイトのページでは、外部との情報の共有を基本方針として公開の姿勢で進めていますが、今回の契約に関する体験回答集は、トラブルの詳細や本音がストレートに語られていますので、会員専用サイトでご覧頂けるようにしました。実施から2年9ヶ月が過ぎますが、現状に変化が有るのか・無いのか、又、トラブルに合わないようするには何に気をつければ良いのか、その答えを求めて権利保護委員会では、下記のセミナーを企画しています。10月5日頃にはご案内と参加申し込み書を皆様にFAXでお送りする予定です。

<契約を中心とした知財セミナー>

パッケージデザインに必要な知的財産の知識

「パッケージデザインに関する知的財産権と著作物の契約の勘所、そしてデザイナーとクライアントが、お互いに満足するための契約モデルは?」

- 講師:峯 唯夫 弁理士(峯 特許事務所)
- 日時:11月7日(月)18:30~20:30
- 会場:日本橋DICビル 17F 会議室(東京都中央区日本橋3-7-20)

活動報告A

「D-8創作証」実施に向けてのアンケート実施

2011年7月11日～20日

目的とその効果について、利用する側が何処に疑問を感じられるかを把握するために、また同時に、創作証に託すデザイン保護の方向性に対するご意見を伺いたく、アンケートにご協力をお願いしました。

様々の疑問・質問・危惧される事等が率直に、沢山の言葉で書かれている回答を頂きました事、ありがとうございます。回答用紙を集計して、一緒にデザイン保護を考えていける感触を、しっかり受け止める事ができました。今回のレポートは概要としての報告とし、具体的に書いて頂いた多くの事柄は貴重な参考意見として周知に役立てます。

広報委員会発行のJPDA広報誌「Package Design 13」(12月発刊)に、「D-8創作証」について、疑問にお答えする形で、改めて主旨と規約文・目指す方向、そして使用手続きや具体的な使用例等の記事が掲載されますので、ぜひお読み頂きたく思います。

最終的な回答者数は84名でした。質問1、2についての概要を整理して報告します。

質問1.「創作証マーク」の趣旨はお解りいただけましたか。

■理解できた…83名 ■理解出来ない…1名

質問2.実際に使えると思いますか。

■使えると思う…50名

【使えるとしての意見】

- ・A 主旨に対して現段階の方向で同意出来る…36名
- ・B クライアントに配慮必要…………… 3名
- ・C 法的な保護に進むと良い……………11名

■使えないと思う…21名

【使えないとしての意見】

- ・A 法的な保護が無ければという共通項で
 - 1 法的な保護が無ければ無意味……………2名
 - 2 制度として発展して行く方向があれば意味がでてる…6名
- ・B クライアントとの関係で難しい……………4名
- ・C 現状では役に立たない……………2名
- ・D 「創作証」の意味不明……………1名
- ・E 理由なし……………1名

活動報告B

2011年度第1回デザイン保護研究会

7月28日(木)18:30~21:00

場 所:JAGDA(日本グラフィックデザイナー協会)東京ミッドタウン 5F会議室

出席委員:JID秋山修治/JPDA時田秀久、丸山和子、徳岡健/SDA玉木俊和、藤井将之/JJDA伊藤裕章/JCDA露

木清勝/JAGDA近藤直樹/JIDA安藤 孚、堀越敏晴/DDA山本尚美、伊藤隆治

オブザーバー:特許庁審判長 川崎芳孝

議題:1.委員長選出

2.創作証の各団体承認状況確認

3.創作証の利用方法の検討

4.今年度研究テーマの問題提案

上記の議題を検討の後、次回迄に各団体が持ち寄る検討案件の確認をして、第2回を9月29日(木)同時刻予定として散会。